

岩手県監査委員告示第32号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第2号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月12日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 喜 多 正 敏
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関名 岩手県立一戸病院

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成26年10月7日

(2) 本監査実施日 平成26年11月18日

3 監査結果の公表の日 平成27年1月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
備品の処分に当たり、固定資産除却の会計処理を行っていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品の処分については、平成27年1月30日に除却処理を行った。 今後は、不要な固定資産を処分する場合は、会計処理を同時期に行うこととし、管理を複数人で行うなど適正な事務の執行に努めることとした。